

## 第 2 6 号議案

### 亀岡市食肉センター条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市食肉センター条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 4 2 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長      栗   山   正   隆

### 亀岡市食肉センター条例の一部を改正する条例

亀岡市食肉センター条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

第 6 条中「一に」を「いずれかに」に、「使用許可」を「、使用許可」に改める。

第 9 条中「に 1 0 0 分の 1 0 5 を乗じたもの」を削り、同条ただし書を削る。

第 1 3 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 1 7 条中「一切」を「、一切」に改める。

別表第 1 中

「

|         |         |
|---------|---------|
| 1 頭     | 20,000円 |
| 1 頭     | 10,000円 |
| 1 日 1 頭 | 3,000円  |
| 1 キロ    | 100円    |

」

「

|         |         |
|---------|---------|
| 1 頭     | 21,600円 |
| 1 頭     | 10,800円 |
| 1 日 1 頭 | 3,240円  |
| 1 キログラム | 108円    |

」

を

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市食肉センター条例の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

亀岡市食肉センター条例の一部を  
改正する条例案要綱

- 1 亀岡市食肉センターの使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料については、なお従前の例によること。